

情報ひろば 5月

福祉

高齢社会課からのお知らせ

凡例 時=日時 所=場所 容=内容 対=対象 条=条件 員=定員 数=数量 額=支給・助成額など 料=料金
募=募集期間・方法 受=受付 持=持参するもの 問=問い合わせ先

問 駅南庁舎高齢社会課
0857-20-3453

各総合支所市民福祉課 (14ページ)
【寝具丸洗い乾燥サービス】

対 在宅で生活をしている65歳以上で、次のどちらかに該当する人 ①要介護1～3の市民税非課税の高齢者のみの世帯の人 ②要介護4、5の人 料 掛布団：2000円、敷布団：2000円、羽根布団：3000円 毛布：1000円※枚数に制限があります。 募 5月22日(木)までに申出書を提出

【在宅生活復帰支援サービス】

容 介護保険施設の入所者が在宅での生活を望んでいる人が、一時帰宅し、在宅生活復帰の準備をする場合に、自己負担で居宅サービスを試す際の費用の一部を助成 対 現に介護保険施設に入所しており、近い将来の在宅生活復帰を目指し、連続して4日以上の一時的

宅を行う人 利用期間：連続した一時的帰宅を行っている間(10日間まで) 額 選択した居宅サービスに係る経費のおおむね9割に相当する額(介護度及び日数により限度額があります)

時 5月9日(金) 10:00～12:00
所 ささなか会館(富安二丁目)

容 本人や家族が認知症の問題や介護の悩み等の情報交換をして、不安を解消する場 料 無料

問 鳥取中央地域包括支援センター
0857-20-3456

日 ころの認知症に関する相談は次の各センターでも受けています。

認知症コールセンター
毎週月～金 10:00～18:00

0859-37-6611

認知症疾患医療センター(渡辺病院)
0857-39-1151

障がい福祉課からのお知らせ

問 駅南庁舎障がい福祉課
0857-20-3474

各総合支所市民福祉課 (14ページ) 【鳥取市障がい者週間が始まります】 毎年5月23日から5月29日は「鳥取市障がい者福祉週間」です。 鳥取市は、平成元年に福祉都市を宣言し、障がいのある方や高齢者など全ての人が優しいまちづくりを目指して

お知らせ

鳥取地域一斉清掃

みんなでごみのない美しいまちに！ 時 5月18日(日) ※ごみは翌19日から23日の間に収集します。

【注意事項】

- ◆ごみは町内会で決められた一斉清掃用の集積場所に出してください。
- ◆びん・缶・プラスチック等の分別を徹底してください。
- ◆家庭ごみや家電製品、大型ごみ、タイヤなどは出さないでください。
- ◆ケガをしないよう、無理のない範囲で実施してください。

問 鳥取市市民運動推進協議会(協働)

軽自動車税の減免手続き

対 象 次の2つの要件を満たす軽自動車
①身体・精神などに障がいのある人のために使用するもの
②障がいのある人または、同居の家族などが所有するもの
※ただし、1台まで
受付期間 5月26日(月)まで
必要書類
▽身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証(精神通院)のうち該当する手帳(交付日が平成26年4月1日以前のもの)
▽運転免許証(対象車を運転する方のもの)
▽自動車検査証
▽軽自動車税納税通知書
▽常時介護証明書(運転する人が同居の家族など以外の場合)
※障がいの部位や程度などにより、減免が受けられない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

個人住民税(市・県民税)の均等割の税率が変わります

東日本大震災を踏まえて、全国の都道府県・市町村では、防災・減災のための施策に要する費用の財源を確保する目的で、平成26年度から平成35年度までの10年間、市民税と県民税の均等割額にそれぞれ500円が加算されます。 改正前と改正後の年額は、次のとおりです。

	平成25年度まで	平成26年度～平成35年度
市民税の均等割額(年額)	3,000円	3,500円
県民税の均等割額(年額)	1,500円	2,000円
合計	4,500円	5,500円

※県民税均等割には、森林環境保全税500円を含みます。
問 駅南庁舎市民税課 個人住民税 0857-20-3417
軽自動車税 0857-20-3413
各総合支所市民福祉課(14ページ)

70～74歳の国民健康保険被保険者の窓口負担見直しについて

■見直し内容
平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える人(誕生日が昭和19年4月2日以降の人)の場合
・70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の人はその月)の診療から、窓口負担が2割になります。(例えば、平成26年4月2日～5月1日に誕生日を迎える人は、5月の診療から2割負担になります。)
※ただし、一定以上の所得がある人は、これまでどおり3割負担です。
・なお、窓口負担には毎月の自己負担限度額が定められていますが、70歳から2割負担となる人は、69歳までと比べて限度額が下がります。
問 駅南庁舎保険年金課 0857-20-3482
各総合支所市民福祉課(14ページ)



います。 みなさんも、この「障がい者週間」をきっかけに、障がい者をはじめ誰もが尊重され安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指して、まことにころの輪をひろげましょう!!

【精神障がい者地域移行サポーター養成講座】受講者募集

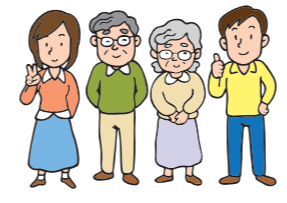
容 精神障がい者を地域で支えるためのサポーター養成講座です。この機会に精神障がいに関する知識と理解を深めるために受講してみませんか? ※精神保健福祉に関心があり原則として全講座に参加の出来る方

時 6月7日(土) 13:30～16:00
開講式 活動報告「ベストフレンド」 講義「精神障がいの正しい理解」 6月26日(木) 13:30～16:00 地域在宅当事者・家族の体験発表、意見交換 7月17日(木) 13:30～16:00 地域在宅当事者の日常について 講義「社会資源について」 開講式 ※講座の中で施設見学も折り返します。
募 5月30日(金)まで 所 ささなか会館(富安二丁目)

鳥取ファミリィ・サポート・センター(生活援助型)の協力会員募集

高齢者が地域の中で安心して暮らしていたけるよう、簡単な家事・介護の援助を行うファミリィ・サポート・センター(生活援助型)を開設しています。

- センターでは、要望に応じて高齢者のお宅を訪問し、援助をしていただく協力会員(報酬あり)を募集しています。
- 容 食事の準備・後片付け、掃除、病院等への付き添いなどの軽度で専門性を要しないもの 料 無料
- 額 報酬(1時間あたり) 平日 7:00～20:00 600円 平日 20:00～7:00 800円 12月29日～1月3日(終日) 800円
- 問 鳥取ファミリィ・サポート・センター(鳥取市社会福祉協議会内:ささなか会館1階)
0857-22-7474
0857-39-2762
- 問 新市域の各総合福祉センター
国府町 0857-22-1880
福部町 0857-75-2337
河原町 0858-76-3125
用瀬町 0858-87-2302
佐治町 0858-89-1022
気高町 0857-82-2727
鹿野町 0857-84-3113
青谷町 0857-85-0220



教科書展示会の開催

推進黨内) 0857-20-3182
容 小・中・高等学校並びに特別支援学校で使用される教科書見本の展示会を開催します。この展示会は、教育関係者や保護者をはじめとする県民のみなさんに、広く教科書の内容について公開し、子どもたちが使用する教科書について関心や理解を深めていただくために行うものです。 時 6月6日(金)～7月3日(木) 時間: 展示会場となる施設の開館時間と同じ 所 ①鳥取市立中央図書館(富安) 0857-27-5182 備付図書: 小・中・高 ②鳥取県教育センター(湖山町北

ふるさとの映像を見る会

ふるさとに関する昔ながらの映像を上映 上映予定: (1) 日本海で活躍する若き女性海上保安官に注目(昭和60年制作) (2) ふるさとの交通はどのように発展してきたのか(平成10年制作) 時 5月15日(木) 10:00～14:00 (1時間程度) 所 鳥取市文化センター3階 視聴覚ライブラリー 料 無料 事前申込み不要 問 教育委員会生涯学習課 0857-20-3362